

第4回松阪市環境懇話会

・開催日時 平成14年9月20日(金) 午後2時～午後4時

・開催場所 市役所 5階 特別会議室

・出席者 環境懇話会 座長：寺本博美

委員：高橋保幸・富田靖男・大西憲一・筒井弘佳・大橋純郎・
橋本英一・岩出 隆・花山初子・米田としゑ・佐藤智基・
今井久晴・押田優子

エステム 丸山・水口・早川

事務局 環境課 池田課長、吉川課長補佐、若山、吉田



協議内容

座長「今日は前回のアンケート調査について議論していただいた後、『都市環境』と題して、今井委員と高橋委員にそれぞれ30分程度お話をさせていただくことを考えている。アンケート調査については、前回皆さんにさまざまなご意見をいただき、それを取り入れながら、私とエステムと市の方で1本の案にまとめた。今日ここでご了解賜りたい。小・中学生のアンケート調査については、今日はフロー図を見ていただく、具体的な作成作業は、花山・岩出の両委員を中心に進めていただく。まず、市民・事業所アンケート調査について、エステムより説明をお願いしたい。」

エステムより説明（省略）

座長「事業者・市民アンケート調査に関しては、特にこれ以上大きな変更を加えるということは難しいと思われる。今回の素案の一本化で非常にわかりやすくなった。内容的に読んで難しい箇所などがあれば言っていただきたいが、なければこの形でいきたいと思うのだが。」

筒井委員「細かいところだが、事業者の問16の2番と3番だが、2番の…努力すると3番の…義務がある、は表現を逆にすべきでは。」

基準値というのは、規制値のことではないか。基準値というのは自主基準値という表現もある。法的な基準値というよりは、規制値という表現の方が適切なのでは。」

橋本委員「やむを得ないが最小限は行うという表記に変えてはどうか。」

大西委員「ここの設問の意図は、最小限の努力をするという意味ではなく、環境負荷を最小限にするという意味だと思う。このような意味合いとられるこのもあるので、『環境負荷を』という言葉を入れるべきである。」

橋本委員「同じ設問の1. はやむを得ずどうしようもないので、環境に負荷を与えていくという意味なのか。」

エステム丸山「そういうことです。ここには、丸をしてほしくないが…。2番目は、法律で基準値があるのだから、ここまでは法律で守る義務があるだろう。3番目は、それ以上にもっときれいにする必要があるだろうということである。」

高橋委員「市民の問4. の「綺麗」という漢字はひらがなにすべきである。問5. の未来に残すべき『環境資源』という表現…『環境資源』という言葉はあるのだろうか。『環境に関わる資源』というのに変えるべき。」

座長「できるだけ漢字はさけてひらがなに。一番いいのは小学校の国語辞典で使われている文字を参考にするとよい。」

エステム丸山「私どもも、やりとりしている中でいつのまにか専門的な言葉が、普通になってしまって気付かなくなっているので、指摘していただければ…。」

富田委員「問5. 2で豊かな水資源で、櫛田川、阪内川と川ばかりであるが、釣りとかする人もいるので海もいれればどうか。」

座長「確かに海はあるのだけれども…」

富田委員「別項目で設定するのではなく、川と海も含めた水資源とするべきでは。」

大橋委員「松名瀬から東黒部にかけての吹井ヶ浦には、日本で三本の指に入るほどのアマモの生息地がある。」

橋本委員「これ〇を一つというのは、どういう意味があるのか。こういう場合は3つぐらいにしてもいいのではないか。」

エステム丸山「ここで一つに限定したのは、最初にどういうものが要素としてあがってくるのかを知るためにこうした。」

橋本委員「これはなぜ7番を入れたのか。」

エステム丸山「歴史・文化面で考えれば、当然この項目も入るべきものと思われる。」

橋本委員「ここでは、長く建設されたものに限定して7番は外してはどうか。」

座長「設問1から4までは自然環境、5,6は歴史・文化環境とすると、当然7も入ってくるのでは。」

花山委員「書き手として〇を付ける時に、やはり一つというのは選びづらい、決められないという感触を持つ。」

筒井委員「歴史・文化環境については、私たちが守ろうとすれば守れるものである。しかし、自然環境については、私たちが守ろうとしても、オゾン層の問題など地球規模での保全が必要であり、私たちの力だけでは守りきれないものである。このような自然環境の要素と歴史・文化的要素のどちらか一つを選択するというのは無理でないか。分けて考えるべきでは。」

座長「環境の定義というのは広い。『自然環境＝環境』という捉え方はここではしていない。」

筒井委員「一般の人の考え方では、『自然環境』と『歴史・文化環境』とは別に考えているのでは。環境＝自然、歴史・文化、都市環境という趣旨もこのアンケートの流れからは見えてこない。」

座長「アンケートのひょう表紙に、『自然・生活・歴史文化・都市環境…』という断り書きが入れてある。自然環境だけをアンケート調査しますよとはどこにも書いてない。環境基本条例でも自然環境ありきの条例にならないと思う。」

筒井委員「分けて考えないのであれば、選択肢は2つぐらいあった方がよいのではないか。このままでは、自然環境か、歴史・文化環境かどちらかの選択を迫られる必要

がある。答えやすいのは、自然環境の項目で一つ、歴史・文化環境の項目で一つ選ぶのがよいのではないか。」

座長「そうすれば、分けないといけない。」

橋本委員「筒井委員のお考えは、次のレベルの問題ではないか。問5として聞きたいのは、どの項目から入ると市民の環境の意識を高揚できるか、その入り口を探るための設問ではないか。」

エステム丸山「この項目から3つを選択し、順位をつけさず方法を採用することでどうか。」

押田委員「『最も…』という言葉が多い、一つというものにこだわらずに回答できるような文面に変るべきでは。1位、2位、3位と順位をつけるとか。」

座長「アンケート調査としては、はっきり答えて欲しい。どっちつかずの回答の仕方はどうか…。あれもこれもではなく、これが欲しいというというのが重要である。」

大西委員「事業所の5ページ問5の『廃棄物の減量化（事業所内のリサイクル）』のカッコ部分を削除するべきでは。」

今井委員「市民アンケート調査は、無作為抽出で3000人に配布することで聞いているが、回収率はどのぐらいなのか。半分ぐらいであれば、自分としては、このアンケートをしてみたいと思う人や、団体などに別の方法でアンケートをしてもらうことではどうか。」

座長「ここでは、大きな基本的なフレーム枠を作ろうとしている。具体的な提案等は、また違った方法で行うべきなのでは。」

座長「前回の都市環境の分野における今井さんの発言は、十分時間がなかったので、今井さんに前回の発言の続きをしていただいて、皆さんで考えたい。」

今井委員「今回は、自分の考えを言って皆さんに考えてもらいと用紙も配らせていただいた。文化財の保護のこと、看板類の撤去などもっと松阪市の景観のことについて考えていただきたい。前回の懇話会が終わってから松阪らしさとは何かとか、など考えれば考えるほどどのような解決策あるのかが難しい。」

座長「環境というのは、健康そのものである。ここでいう健康は、人間の肉体的な健康という狭い意味合いではなく、自然も含めた広い意味での健康ということなのだ。このような健康をキャッチフレーズにしている町がある。福岡県粕屋郡久山（ひ

さやま) 町。ここには広告の看板がひとつもない、人口は増やさない全体の人口枠は決まっている、宅地開発は行わない。それで、福岡県の水源地を管理している。また、健康診断に非常にお金をかけている。自然と人間と全般的な環境を『健康』をキーワードにしているが、商売は自由にできないし、非常に住みにくい、それでも町はこの方針を進めている。これも『環境＝健康』とした一つの考え方かなど。また、よく大阪を過ぎて神戸に行くと風景が変わるといわれる。雑然とした大阪から、景観に配慮している神戸には広告塔に関する規制がある。その地にあったような仕組みを考えるべき。では、松阪はどのようにすればよいのだろうか。松阪駅を降りてこれが松阪なのだという…。また、川を大切にしているか。川を生活の中で上手にいかしながら、市民が親しく触れられるような水、安全を確保しながら子どもたちが川遊びをできるような川にする。歴史、文化遺産面では、新しい博物館ができるから、この活用が注目される場所である。」

大橋委員「我々は、漁業者であり海の環境を守ることが必要なのだが、海の環境を守るうえで重要なのは『山の環境』。山が荒れることによって、川そして海の環境が悪くなってしまう。海があつて川があつて山があり、これはつながっている。年に2回ほど植林をするなどしており、海の人たちの方が『山』の環境を気にかけている。」

座長「山が死ねば全部死ぬといったことであり、山の管理ができていないと、川自体の浄化能力が落ちてしまい生活雑排水などで川が汚くなり、そして、海もといったことで魚が取れなくなってしまう。海の方は、山の環境がみえるのだが、逆に山の方は海の世界のことが見難い。」

富田委員「今、森林の管理ができない。特に里山の管理ができない。」

米田委員「山がなくなってきたことにより、農業ができなくなっている。水田を守るのに必死。水害にも水田は貢献していると思う。これよりも、農作物を作っても山の動物が食べてしまう。宅地開発をせずに、環境をあまり崩さないようにすることが必要なのか。」

座長「便利さというものは、そういうものを壊していく。変え方の問題、変えないというのは非常に難しい。また残すのも単に残すというのではなく、残し方も問題…例えば、外観はそのまま中だけ変えるとか。ただ、自然を残すというのは非常に大変なこと、ものすごく労力のいること。佐藤君は、東紀州の山に行ってきたそうだが、何か報告することは。」

佐藤委員「和歌山の高野山に行ってきた。豊かな森とか書いてあるのだが、行ってみると杉やひのきなど人間が植えた森であった。ちゃんと手入れしてあるのだが、実際

に手入れがされていない山も多い、自然といっても人間が手を加えたものなので、手を加えていかなければ荒れてしまう。どうしても手を加えることが必要。」

今井委員「自分なりに考えていたが、実際に体験している意見を聞くと頭だけで考えているのと違い非常に参考になる。これらを基にして整理すればよい提案ができると思う。」

座長「では高橋先生。」

高橋先生「この懇話会は、最終的に『環境基本条例』を作ることを目的の一つにしていることもあり、このようなテーマを考えてみた。」

—報告：「環境基本条例」を考える—

1. 地方分権と条例

平成 12 年 4 月 地方分権に関する約 500 本の法律が改正された。

住民の自己責任、自己決定の分権型社会へ、中央集権→地方分権

地方分権において大切だといわれているもの…「条例」 「条例」…自治体が自ら決定するもの。

「条例」を自ら戦略的に使うことが大切。

2. 「基本」条例

「基本」条例は、大きく分けて 2 種類がある。

自治基本条例…自治を行うための基本的な理念

〇〇基本条例…政策の分野ごとの基本条例

「環境基本条例」…分野別の基本条例。「環境基本条例」は、約 700 ある全国の自治体のうち 319 の自治体で既に制定済み。三重県内では、13 市のうち 8 市が制定済み。松阪市は後発の部類である。

松阪市の課題…後発の利益として、うまくできなかったものに挑戦していく。

3. 都市環境

環境基本条例において「環境」とは何なんだ？懇話会として「環境」をどのように考えているのか？

「環境」の範囲はどこまでなのか？「環境教育」「都市環境」

「都市環境」の中に、「自然環境」も含まれている…都市内の自然環境問題。同様「公害問題」も含まれる…「都市型公害」。

景観、アメニティーの問題も重要なもの。

条例の中で、「都市環境」を一つの柱として考えていく必要がある。

座長「地方分権というのは、法律に著しく逸脱しなければ、自分達で自由に決められる。新しい基本条例は、県内の13市の中では9番目となるが、この懇話会が基本条例制定のリーダーシップをとれる位置にあることは光栄なこと。いくつかのキーワードは、「都市」に全部関わってくる。都市の中に全部入っている…「自然」、「景観」「公害」…。地域的な区分けをして考えていかななくてはいけない。自分達で作る「環境」。このとり方が各市の特徴となってくる。」

橋本委員「都市の環境は、人間が作ってきた環境である。今、中心商店街を中心に都市のバリアフリーの整備を市の施策の中心としている。都市というのは、便利さを追求しつつバリアを作ってしまった。都市の環境は、このバリアをなくすことが大切。階段をなくすこと。松阪駅の近鉄、国鉄にエレベーター等をつけること。条例の中には、きびしい条項が必要なのではないかと。持続可能な…大変やさしい言葉なのだが、これを実現するためには、経済はもっと効率よく働かせなければならない。「まちづくり」には、若い人の明確な意図を引き出さなくてははいけない。」

座長「都市環境、都市のデザインの仕方。」

橋本委員「当然景観の問題もあって、魚町一丁目を歩かれると安らぎを感じるのでは。看板もなく、従来の木造建築の屋敷も多い。このような町が、つい最近まで中町通りにもあった。しかし、今のような近代化した通りになってしまった。落ち着いた町を作るのには、たくさんのお金がかかる。景観について望ましい姿を条例に盛り込むべき。」

座長「環境は誰のもの。景観の問題にしても、望む人がいれば望まない人もいる。自分のものであれば決着も早いですが、そうじゃないから、このように集まって議論する必要がある。〇〇基本条例、いわゆる分野別の基本条例の作るわけだが、それは、活用

するうえで行政側、つまり市域が不確かである。将来を考えると本当は、もっと奥の山のことも考えないと問題は解決しない。山から海まで一貫して考えられる。これはどうなるかわからないが、とりあえず現存の行政区域で基本条例を作る。」

高橋委員「現段階では、この懇話会でネタをたくさん提供して、それを分野ごとに整理していくことがよいのでは。先に出たバリアフリーの問題なのであるが、松阪はほんとうにひどい。松阪駅には、エレベーターやエスカレーターもない。新しい法律では、バリアフリー化しなければならず、基本的にもっとやっていいのではないか。また、バリアフリー環境は、環境基本条例にとりあげてよいのでは。」

座長「どういう町になっていくのか。若者が増えていくのは大都市である。日本の人口構造が変っていくのは明らか…高齢化社会。先を見た、10年後どうなるのか。高齢化社会に対応したそういう人たちが生活できる町をどうするか。もっともっといろいろなネタをだしてはいけない。エネルギーの問題。最近、省エネオピニオンリーダー対話キャラバンに出席した。省エネルギー、新エネルギーの問題も後々考えていかなくてはいけない。」

座長「時間もきたのだが、アンケート調査の今後のスケジュールは。」

吉川課長補佐「後、それぞれの担当に確認してもらい、できた時点で皆さんに送付させていただきます。」

米田委員「来週のテーマは。」

座長「環境にかかわる教育的なお話をお聞かせいただけたら。「子供たち」「環境」「教育」をキーワードに。」

次回予定

10月28日（月）午後2時より 市役所 5階 特別会議室